

定期監査等指摘基準

(目的等)

第1条 この基準は、定期監査等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査，同条第5項の規定による随時監査及び同条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査をいう。以下同じ。）の結果について，その判断基準を明確にして監査手続の透明性を図るとともに，統一的な判断を行うことにより，監査の品質確保に資することを目的とする。

(内容の区分)

第2条 定期監査等の結果における是正，改善又は検討を求める事項の内容については，次条，第4条及び第5条において，それぞれ規定する特別指摘事項，指摘事項及び口頭指導事項並びに第6条に規定する勧告事項に区分するものとする。

2 前項の区分は，監査委員の合議により決定するものとする。

(特別指摘事項)

第3条 是正又は改善を求める事項のうち，おおむね次の各号のいずれかに該当するものを特別指摘事項とする。

- (1) 法令，要綱等に重大な違反をしているもの
- (2) 故意又は重大な過失によるもの
- (3) 事項の内容が市民等又は他の部署に対して影響が及ぶもの
- (4) 徴収・収納事務に適正を欠くもの
- (5) 事務処理が放置されており，又は著しく粗雑であるもの
- (6) 事項の件数・金額が多額であるもの
- (7) 著しく不経済なもの，著しく非効率なもの又は著しく有効性を欠くもの
- (8) 過去の指摘事項について，正当な理由がないにもかかわらず，是正又は改善がされていないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか，監査委員が特に必要と認めるもの

(指摘事項)

第4条 前条に規定する特別指摘事項には至らないが，是正，改善又は検討を求める事項のうち，おおむね次の各号のいずれかに該当するものを指摘事項とする。

- (1) 法令，要綱等に違反をしているもの
- (2) 過失（前条第2号の重大な過失を除く。）によるもの
- (3) 事務処理が遅延しているもの
- (4) 経済性，効率性又は有効性の観点から，改善又は検討を要望するもの
- (5) 事務処理について改善又は検討を要望するもの
- (6) 過去の口頭指導事項について，正当な理由がないにもかかわらず，是正又は改善がされていないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか，監査委員が特に必要と認めるもの

(口頭指導事項)

第5条 是正又は改善を求める事項のうち、おおむね次の各号のいずれかに該当するものを口頭指導事項とする。

- (1) 軽微な誤りであり、かつ、速やかに是正又は改善することが可能であると認められるもの
- (2) 前条各号に掲げる指摘の対象となるものには該当するが、監査執行日において是正又は改善に向けた取組が進められていると認められるもの

2 前項の規定により口頭指導事項としたものについては、次の回の監査において、その処理状況を確認するものとする。

(勧告事項)

第6条 第3条に規定する特別指摘事項のうち、監査委員が特に措置を講ずる必要があると認めるものを勧告事項とする。

(講評)

第7条 勧告事項、特別指摘事項又は指摘事項（以下「指摘事項等」という。）は、講評書に記載し、監査対象部局等に通知した上で、意見交換を行うものとする。

2 指摘事項等に対する処理状況については、意見交換の前にあらかじめ、監査対象部局等に対し、文書での回答を求めるものとする。

3 意見交換等において、新たな事実が判明するなどしたことにより、指摘事項等として適当でない又は指摘事項等の区分が適当でないとして監査委員が判断した場合には、次条の監査結果報告書の作成に当たり、当該判断の結果を反映した内容に改めるものとする。

(監査結果報告)

第8条 講評書に記載した指摘事項等（前条第3項の規定により、指摘事項等の内容を改めたときは、当該変更後の指摘事項等とする。）は、監査委員の合議により定期監査等の結果として決定し、市議会、市長その他の関係機関に監査結果報告書として提出するとともに、これを公表するものとする。

付 則

この基準は、令和4年4月1日から実施する。